

教員や学生が化学実験中、 事故が起きた場合の責任は？

大塚製薬株式会社徳島本部
環境・安全部 課長

石田 光三 いしだ こうぞう



1 大学の安全衛生責任

徳島大学では、2004年4月1日から法人化され、労働安全衛生法が適用されるようになりました。つまり、大学は、教員や学生に対し、安全や衛生に関して責任を負い、法律違反があれば刑事処罰されるようになったのです。法人化前は、大学内で労働災害事故が発生しても、国が最終的な責任を負い、罰則もなかったもので、かなり変わりました。

例えば、大学内の化学実験室で使用している有機溶剤や化学物質は、人体に有害なものが結構あるので、それらを使用する場合には局所排気装置を設置したり、実験室内の作業環境濃度を測定したり、保護メガネや保護手袋を使用したり、また、年2回、健康診断を実施することが、労働安全衛生法で決められていますので、実施しなければなりません。

2 刑事上責任と民事上責任

もし、不十分な設備の下で化学実験を行い、事故により教員や学生が負傷したり、化学物質や放射線等で健康に被害があった場合には、誰にどんな責任が生じるのでしょうか？

法人化により、大学と教員の間には『契約関係』ができましたので、大学は、教員に対し、刑事上と民事上の責任が生ずるようになりました。つまり、大学は、教員の身体や健康に

対して、被害が出ないように注意する義務があり、それをせずに死傷した場合には、刑事上、懲役や罰金を払う等の責任が出てきます。また、民事上では、安全配慮義務違反が問われ、教員の死傷や健康被害によって生じた損害賠償金として数千万円の支払い責任が出てきます。ですから、指導教授が実験の安全確保のための注意義務をしていなかったことがわかった場合には、指導教授や大学が損害賠償金を支払うこととなります。

3 学生に対する責任

学生は『労働者』ではありませんので、一般的に安全衛生管理の対象とはしていません。が現状で、それはどの大学でも似たような状況です。しかし、

大学と学生の間には『学生は学費を支払い、大学は施設を使用させ、教育と研究の機会を提供する』という内容の『契約関係』があると考えられます。ですから、大学は、学生に対して、刑事上と民事上の責任があることになり、学生に対し

ても、健康診断を実施したり、危険を防ぐ義務があるのです。学生は教員と一緒に教育研究しているのですから、法の精神から考えても、学生は教員と同様、安全衛生管理の対象にすべきだと私は考えています。

4 徳島大学の安全衛生への取り組み

法人化後、徳島大学では、多くの教職員が労働安全衛生に対して積極的に取り組んでおり、私も2005

年から労働安全衛生セミナーの講師を引き受ける等、協力させて戴いております。大学内の安全衛生を推し進める上で、各学部によって種々の特殊な事情や状況があるので、やや困難な面もありますが、快適で安全な大学をめざし、教職員の皆さんと一緒に、チャレンジしたいと思います。



略歴

1949年(昭和24年)東京都杉並区生まれ。茨城大学を卒業後、佐藤製薬(株)を経て、大塚製薬(株)に入社し、製剤研究を担当した後、徳島本部 安全衛生課や環境・安全部に在籍。現在、徳島県内及び県外において、厚生労働省関連の安全衛生セミナー、講演会、研修会などを行なっています。徳島労働局労災防止指導員、安全管理者選任時研修講師、VDT作業特別教育インストラクター、酸素欠乏症等危険作業特別教育インストラクター、粉じん作業特別教育インストラクター、有機溶剤業務従事者特別教育インストラクター、ダイオキシソ類作業特別教育インストラクター

